

平成26年6月分 から 水道料金・下水道使用料が変わります

消費税率の改定に伴い、平成26年5月分までは旧料金、6月分からは新料金で水道料金・下水道使用料をご請求させていただきます。

- ◎ 偶数月に検針にうかがうお客さま
平成26年5-6月分のご使用量の半分が旧料金、残りの半分が新料金となります。
それ以降の料金はすべて新料金となります。
- ◎ 奇数月に検針にうかがうお客さま
平成26年6-7月分以降の料金から新料金になります。

<水道料金>

●旧料金(税込2か月分) [平成26年5月分まで]

用途 及び種別	給水管の 口径	基本 水量 m ³	税込 基本料金 円	税込従量料金(1m ³ あたり)円								
				1~ 12m ³	13~ 16m ³	17~ 20m ³	21~ 40m ³	41~ 60m ³	61~ 100m ³	101~ 200m ³	201~ 600m ³	601m ³ ~
一般 用	専用	口径 13 ミリ	12	1,312.50	—	10.50	161.70	222.60	259.35	290.85	317.10	332.85
		20	12	2,247.00	—	10.50	161.70	222.60	259.35	290.85	317.10	332.85
		25	12	3,276.00	—	10.50	161.70	222.60	259.35	290.85	317.10	332.85
		40	—	7,560.00	259.35			290.85	317.10	332.85		
		50	—	15,540.00	259.35			290.85	317.10	332.85		
		75	—	37,380.00	259.35			290.85	317.10	332.85		
		100~	—	77,910.00	259.35			290.85	317.10	332.85		
	共用	12	798.00	—	10.50	120.75	161.70	222.60	259.35	290.85	317.10	332.85
公衆浴場用		12	1,396.50	—	10.50	74.55						
業務用	口径 40 ミリ	—	9,240.00	280.35			311.85	338.10	343.35			
	50	—	18,270.00	280.35			311.85	338.10	343.35			
	75	—	45,360.00	280.35			311.85	338.10	343.35			
	100~	—	94,920.00	280.35			311.85	338.10	343.35			



●新料金(税込2か月分) [平成26年6月分以降]

用途 及び種別	給水管の 口径	基本 水量 m ³	税込 基本料金 円	税込従量料金(1m ³ あたり)円								
				1~ 12m ³	13~ 16m ³	17~ 20m ³	21~ 40m ³	41~ 60m ³	61~ 100m ³	101~ 200m ³	201~ 600m ³	601m ³ ~
一般 用	専用	口径 13 ミリ	12	1,350.00	—	10.80	166.32	228.96	266.76	299.16	326.16	342.36
		20	12	2,311.20	—	10.80	166.32	228.96	266.76	299.16	326.16	342.36
		25	12	3,369.60	—	10.80	166.32	228.96	266.76	299.16	326.16	342.36
		40	—	7,776.00	266.76			299.16	326.16	342.36		
		50	—	15,984.00	266.76			299.16	326.16	342.36		
		75	—	38,448.00	266.76			299.16	326.16	342.36		
		100~	—	80,136.00	266.76			299.16	326.16	342.36		
	共用	12	820.80	—	10.80	124.20	166.32	228.96	266.76	299.16	326.16	342.36
公衆浴場用		12	1,436.40	—	10.80	76.68						
業務用	口径 40 ミリ	—	9,504.00	288.36			320.76	347.76	353.16			
	50	—	18,792.00	288.36			320.76	347.76	353.16			
	75	—	46,656.00	288.36			320.76	347.76	353.16			
	100~	—	97,632.00	288.36			320.76	347.76	353.16			

《新料金での計算例》 一般家庭(用途:一般用専用)、口径13ミリで2か月のご使用量が30m³の場合

0 ~ 12m ³ (1,350.00円)	13 ~ 20m ³ (10.80円×8m ³ =86.40円)	21 ~ 30m ³ (166.32円×10m ³ =1,663.20円)
-------------------------------------	---	--

基本水量

基本水量を超える水量

税込基本料金と税込従量料金を合計します。1,350.00円 + 86.40円 + 1,663.20円 = 3,099.60円
水道料金は、**3,099円** となります(1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます)。

下水道使用料やお問い合わせ先等は、裏面をご覧ください。

名古屋市上下水道局

<下水道使用料>(名古屋市にお住まいのお客さま)

●旧料金(税込2か月分) [平成26年5月分まで]

区分	基本排出量 m ³	税込 基本使用料 円	税込超過使用料(1m ³ あたり)円							
			1~ 16m ³	17~ 20m ³	21~ 40m ³	41~ 60m ³	61~ 100m ³	101~ 200m ³	201~ 600m ³	601m ³ ~
一般汚水	20	1,176. ⁰⁰	—	—	113. ⁴⁰	168. ⁰⁰	187. ⁹⁵	215. ²⁵	252. ⁰⁰	266. ⁷⁰
共用汚水	16	756. ⁰⁰	—	89. ²⁵	113. ⁴⁰	168. ⁰⁰	187. ⁹⁵	215. ²⁵	252. ⁰⁰	266. ⁷⁰
公衆浴場汚水	20	1,176. ⁰⁰	—	—	24. ¹⁵					



●新料金(税込2か月分) [平成26年6月分以降]

区分	基本排出量 m ³	税込 基本使用料 円	税込超過使用料(1m ³ あたり)円							
			1~ 16m ³	17~ 20m ³	21~ 40m ³	41~ 60m ³	61~ 100m ³	101~ 200m ³	201~ 600m ³	601m ³ ~
一般汚水	20	1,209. ⁶⁰	—	—	116. ⁶⁴	172. ⁸⁰	193. ³²	221. ⁴⁰	259. ²⁰	274. ³²
共用汚水	16	777. ⁶⁰	—	91. ⁸⁰	116. ⁶⁴	172. ⁸⁰	193. ³²	221. ⁴⁰	259. ²⁰	274. ³²
公衆浴場汚水	20	1,209. ⁶⁰	—	—	24. ⁸⁴					

《新料金での計算例》 一般家庭(区分:一般汚水)、2か月の汚水排出量(=水道のご使用量)が30m³の場合

0 ~ 20m³ (1,209. ⁶⁰ 円)	21 ~ 30m³ (116. ⁶⁴ 円×10m ³ =1,166. ⁴⁰ 円)
基本排出量	基本排出量を超える汚水

税込基本使用料と税込超過使用料を合計します。1,209.⁶⁰円 + 1,166.⁴⁰円 = 2,376.⁰⁰円
 下水道使用料は、**2,376円**となります(1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます)。

清須市(春日地区除く)、北名古屋市久地野地区、あま市甚目寺地区、大治町の下水道使用料の改定については、各市町にお問い合わせください。

お問い合わせ先 [お住まいの区域の担当営業所へお問い合わせください。]

○営業時間：月～金曜日(休日および年末年始を除く)の8:45～17:15 ※市外局番は「052」です。

区域	担当公所	電話	FAX	区域	担当公所	電話	FAX
千種区・名東区	千種営業所	722-8750	722-8756	熱田区・中川区	中川営業所	352-2511	352-2514
北区・西区*	北営業所	981-2556	981-2558	港区・南区	港営業所	661-5226	651-2269
中村区*	中村営業所	483-1411	483-1441	守山区	守山営業所	791-6311	791-8590
東区・中区	中営業所	322-7760	322-5075	緑区	緑営業所	621-6161	621-6163
昭和区・瑞穂区	瑞穂営業所	841-7146	842-0592	天白区	天白SS※	802-7361	802-7363

* 北名古屋市久地野地区は北営業所、清須市(春日地区除く)・あま市甚目寺地区・大治町は中村営業所が担当営業所となります。
 ※ SSは「サービスステーション」の略称です。

名古屋市以外の下水道使用料の改定につきましては、お住まいの市町(下表参照)にお問い合わせください。

お住まいの市町	担当課	電話	FAX
清須市(春日地区除く)	清須市上下水道課	052-400-2911	052-504-2655
北名古屋市久地野地区	北名古屋市下水道課	0568-22-1111	0568-23-3160
あま市甚目寺地区	あま市下水道課	052-444-1001	052-443-2571
大治町	大治町都市整備課	052-444-2711	052-443-4468

「水道ご使用量のお知らせ」(検針票)や領収書等に表示される平成26年「4-4月分」「4-5月分」「5-5月分」「5-6月分」の消費税等相当額は、税法上の金額と異なる場合があります。確定申告等で税額をご使用になる場合は、お手数ですが、局ウェブサイトへ掲載の「消費税等相当額についてのお知らせ」をご確認ください。